

クリアランス制度のフリーリリースに向けた動きに対する 質問の解説

1. ロードマップ作成の経緯について

7月31日に原子力関係閣僚会議が開かれ、原発建替え数値目標を盛り込んだ「今後の原子力政策の方向性と行動指針」が正式決定された。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku_kakuryo_kaigi/dai14/shiryo4-1.pdf

この「行動指針」には、「クリアランスの促進に向けた取組の推進」の項があり、次のように示されている。

【フリーリリースに向けたロードマップ】

- ・ フリーリリースに向けたロードマップにおいては、制度の社会定着のための次のステップとして、需要規模の大きい建材等における再利用を更に拡大していく方針。建材等への再利用を担保することができる加工事業者に搬出する場合に限り、トレーサビリティ確保の運用を柔軟化するなど、建材等での更なる再利用促進を図る。

- ・ また、消費財も含めた再利用実績の更なる積上げや社会全体への積極的な広報等を行いながら、クリアランス制度の社会定着・早期フリーリリースを実現する。

【ロードマップに基づく国・事業者の取組の方向性】

- ・ 建材等での再利用拡大に向けては、官民での需要先の発掘や、分別管理等によるコスト増を考慮したクリアランス物の無償提供を含めた合理的な価格での提供等の取組により、ご協力いただける加工事業者や再利用先を増やしていく。

- ・ また、消費財への再利用実績の積上げや関係者の理解醸成に向けては、まずは国及び原子力事業者が消費財への加工実証を通して、透明性を確保しながら、クリアランス物の安全性、クリアランス制度の実施状況等について、国民に対する積極的な情報の提供及び理解の促進に努める。

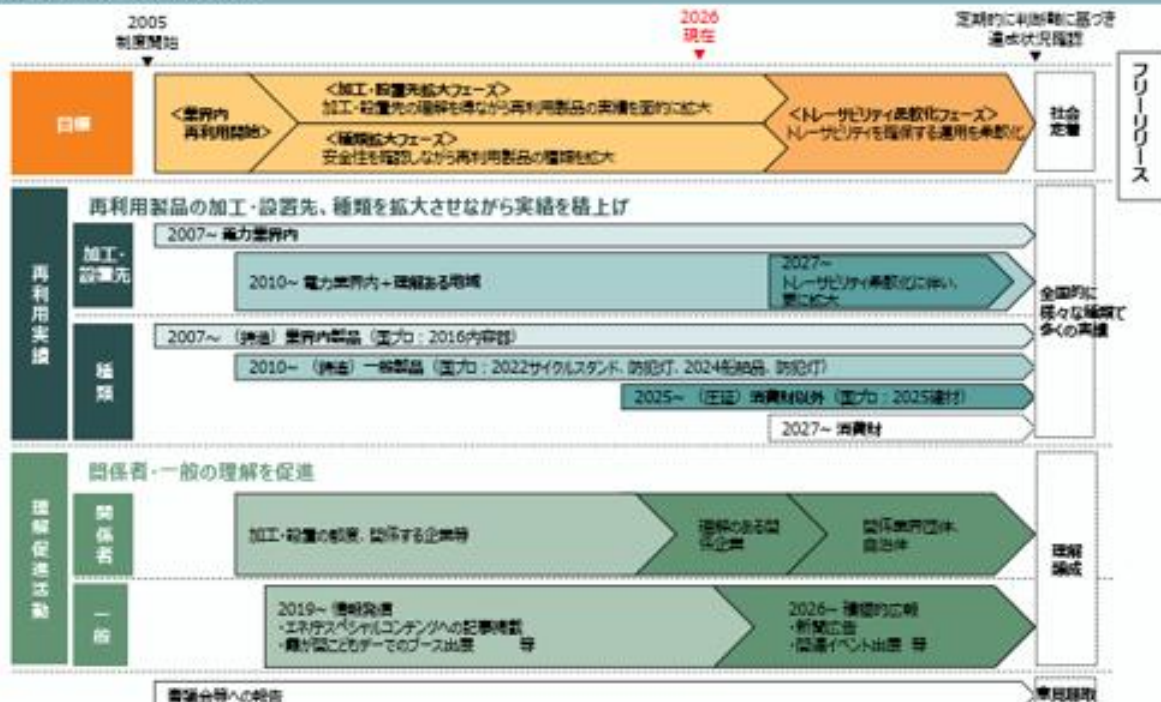
- ・ 加えて、クリアランス物の検認の効率化に向けて、集中処理事業等の取組の支援を行い、関係者と連携して進めていく。

ロードマップ自体は「行動指針」に示されていないが、6月5日の総合資源エネルギー調査会原子力小委員会に示された「行動指針（改定案）」や、その後に行われたパブコメ資料では、次の図が示されていた。

【参考】フリーリリースに向けたロードマップ

※令和6年度原子力発電所等金属廃棄物調査検討委員会で作成

- クリアランス制度の社会定着のための次のステップとして、需要規模の大きい建材等における再利用を更に拡大していく。建材等への再利用を担保することができる加工事業者に搬出する場合に限り、トレーサビリティ確保の運用を柔軟化するなど、建材等での更なる再利用促進を図る。
- また、消費財も含めた再利用実績の更なる積み上げや社会全体への積極的な広報等を行いながら、クリアランス制度の社会定着・早期フリーリリースを実現する。



39

このロードマップには「令和6年度原子力発電所等金属廃棄物調査検討委員会で作成」と書かれている。この検討委員会、WEB上で検索しても何もヒットしない。そこで当該検討委員会の構成メンバー、これまでの会議の資料、議事録の提出を国会議員を通じて求めたところ、別添のとおり委託報告書の抜粋が提供された。受託企業は、福井市に本社を持ち、これまで経済産業省や福井県からクリアランスに関する委託を多く受けてきた民間企業株式会社ピー・ティー・ピーです。提供されたのは2024年度の報告書だが、「経緯と背景」の項には、2021年度から有識者検討委員会で検討してきた経緯が説明されている。2023年度の有識者検討委員会で「フリーリリースに向けたロードマップを検討していくことの必要性が提言された」とある。これを受けて2024年度に2回の有識者検討委員会が開催され、ロードマップが取りまとめられている。

なお、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では「クリアランス物については、廃止措置の円滑化及び資源の有効活用の観点から、フリーリリースに

向けたロードマップを策定するとともに、電炉メーカー等の協力も得ながら、より需要規模の大きい建材加工に取り組み、更なる再利用先の拡大を進め、早期のフリーリリースを実現する。」と書かれている。昨年 10 月に行われた佐原若子衆議院議員事務所のヒアリングでは、エネ庁担当者はロードマップ策定の進捗状況について「エネ庁内で、いろんな方策含め検討中。いつまでにという目標は決めていないが、早いほうがいい。（有識者を含めるかどうかなど）進め方も含めて検討中。」とのことであった。この説明を、今回の決定も矛盾している。

さらに調べてみると資源エネルギー庁の「原子力政策の状況について」という政策を説明する WEB ページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/ に掲載されている「廃炉等に伴う廃棄物の処理・処分について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/decommission/hairohaikibutsu.pdf という 2026 年 3 月 6 日付けの資料には、「有識者を交えて検討したロードマップにおいては、制度の社会定着のための次のステップとして、需要規模の大きい建材等（消費財（通常、市場で一般消費者に販売されている製品）以外のもの）における再利用を更に拡大していく方針。」と書かれていて、参考資料としてロードマップの図も掲載されていた。この資料、「廃炉等に伴う廃棄物の処理・処分に関する研究会中間とりまとめ」とサブタイトルが付されている。この研究会についても、WEB 上に情報がないことから、上記と一緒に資料を要求したところ、こちらも委託報告書の抜粋の提供があった。受託企業は三菱総合研究所だったが、研究会のメンバーに株式会社ピー・ティー・ピー 代表取締役会長の福嶋輝彦氏が加わっている。

上記 2 つの事例から明らかになった重大な問題は、民間企業の提案にすぎない委託報告書の内容が、何のオーソライズの手続きもなく、国の政策とされていることである。また、本来は、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会に部会なりを設けて行うべき有識者の議論を委託先企業にやらせることによって、会議を非公開にしている実態だ。

2. トレーサビリティを緩和する「運用 2」の問題

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」では、「建材等への再利用を担保することができる加工事業者に搬出する場合に限り、トレーサビリティ確保の運用を柔軟化するなど、建材等での更なる再利用促進を図る」とされている。ロードマップでは、この運用は来年度開始と読める。「トレーサビリティ確保の運用を柔軟化」とは「トレー

サビリティの緩和」に他ならない。

開示された2つの報告書を見ると、このトレーサビリティの緩和を「運用2」と呼んでいる。電炉工業会からトレーサビリティ確保の負担が大きいとの声が出され、これに応じるために需要規模の大きい建材等に加工する事業者には、トレーサビリティ確保を求めないことを考えていると思われる。

また、「「運用2」の開始が実現すれば、フリーリリースへの道筋は出てくる」との意見が出されていて、さらに実績報告と「運用2」への移行を審議会等で報告との記述もあり、「社会的に定着した」と宣言してフリーリリースへ移行する根拠にすることを狙っている。

論点1-① 運用2移行の方向性

- ✓ 過去の有識者検討委員会では、将来のフリーリリースに向けて、**丁寧に段階を踏んで進めていくことが必要**であり、特に消費財（通常、市場で一般消費者に販売されている製品）については慎重に考える必要があるとの議論がなされてきた。
- ✓ 現在、クリアランス金属の調達～再利用製品の利用までトレーサビリティを確保しているところだが、次のステップとして、特に需要規模の大きい建材等において再利用実績を積み上げ、消費財以外への再利用を担保することができる加工事業者に搬出する場合に限り、トレーサビリティ確保の運用を柔軟化する「運用2」へ移行することができるよう議論してきたところ。
- ✓ ついては、**消費財以外の製品（特に、需要規模の大きい建材等）において、再利用を更に進め、安全に再利用できたことをもって、審議会等でその実績報告とともに運用2への移行を報告するのはどうか。**なお、再利用実績の積み上げの過程において生じた課題を整理し、必要に応じて加工事業者向けの留意事項を見直していく。

福井県での先行事例では、公共工事の橋梁の基礎鉄筋に使用した事例がある。これは、「業界内再利用」という約束に明確に反するし、目に見えない基礎部分での使用は普及啓発活動とも言えない。建材での利用促進は「業界内再利用」の約束をなし崩しに反故にするものである。

3. 消費財への拡大

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」では、「消費財への再利用実績の積上げや関係者の理解醸成に向けては、まずは国及び原子力事業者が消費財への加工実証を通して、透明性を確保しながら、クリアランス物の安全性、クリアランス制度の実施状況等について、国民に対する積極的な情報の提供及び理解の促進に努める。」とされている。

消費財への加工実証については、三菱総合研究所報告書の第3回勉強会で「ハンガーやティッシュケースの実証が実際に何を意味し、どのような意義を持つのか不明確である。特に、消費者が「安全性」についてどのような感想を提供できるのか疑問が残る」との意見が出されている。

加工事業者が建材等への再利用を担保することができるのであれば、需要の大きくない消費財への再利用を目指さないでもいいのではないか。

4. 広報について

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」では、「国及び原子力事業者が消費財への加工実証を通して、透明性を確保しながら、クリアランス物の安全性、クリアランス制度の実施状況等について、国民に対する積極的な情報の提供及び理解の促進に努める。」とされている。市民の関与できない場でロードマップを作成し、「業界内再利用」に反する加工実証をなし崩しに進めることは「透明性」が確保されているとは到底言えない。

三菱総合研究所報告書の第3回勉強会では、高校生ネットワークを通じた理解促進活動の継続をエネ庁が説明し、委員からは「若者の企画力・ネットワーク（例：南高校の活動）を生かした楽しいイベント展開を期待している」といった意見が出されている。原子力推進の一方的意見を吹き込まれた高校生の政治的な利用ではないだろうか。本来クリアランスの理解とは、クリアランスの意味をメリットだけではなく負の側面を合わせて説明し、そのうえで各人が熟慮判断することである。したがって理解促進とは、単にクリアランス促進の情報のみを提供するだけではなく、クリアランスに否定的な情報、特に微量の放射線であってもリスクを伴うことなどの安全性などの問題を合わせて提供することである。たとえば、文科省においても、辺野古の海難事故に際して「多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要」としている。